

## (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の給料の調整額に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程第10条第1項の規定に基づき、教職員の給料の調整額に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の調整を行う職及びその調整額)

第2条 給料の調整を行う職は、別表第1の左欄に掲げる教職員の占める職とする。

2 教職員の給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額<sup>1</sup>の100分の25を超えるときは、給料月額<sup>1</sup>の100分の25に相当する額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(給料の調整額の特例)

2 附則別表の左欄に所属する同表の中欄に掲げる教職員の占める職に対する給料の調整額は、第2条の規定にかかわらず、当分の間、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額にその者に係る附則別表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額（その額が給料月額<sup>1</sup>の100分の25を超えるときは、給料月額<sup>1</sup>の100分の25に相当する額）とする。

附則別表

所属	教 職 員	調整数
第3学系群量子放射線系 及び研究推進課	(1) 管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教員のうち別に定める者	2.5
	(2) 管理区域内において、施設の点検又は保守の業務に直接従事することを常例とする技師のうち別に定める者	1.5
	(3) 管理区域に業務上立ち入る者で別に定める職員	1.0

\* 「管理区域」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第1条第1号に定める管理区域をいう。

\* 「放射線」とは、原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第5号に定める放射線をいう。

別表第1 適用区分表（第2条関係）

教 職 員	調整数
(1) 大学院研究科を担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事する大学院担当教員のうち別に定める者	3. 0
(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く） (2の2) 高等教育推進機構における大学院共通教育科目を担当する教授、准教授又は講師（以下「大学院共通教育科目担当教員」という。）のうち、博士後期課程の大学院共通教育科目を担当し、別に定める要件に該当する者 (3) 地域連携機構の管理区域内において、放射線を使用して研究業務に従事することを本務とする教職員	2. 0
(4) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）のうち、別に定める要件に該当する者 (4の2) 大学院共通教育科目担当教員（(2の2)に掲げる者を除く。）のうち、別に定める要件に該当する者 (5) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教のうち、別に定める要件に該当する者	1. 0

別表第2 調整基本額表（第2条関係）

## イ 一般職給料表の適用を受ける職員

職務の級	調整基本額（円）
1 級	8,600
2 級	9,700
3 級	10,800
4 級	12,000
5 級	12,600
6 級	13,700
7 級	15,400
8 級	17,200

ただし、調整基本額が、給料月額 $\times$ 100分の4.5を超えるときは給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

## ロ 教育職給料表の適用を受ける職教員

職務の級	調整基本額（円）
1 級	11,100
2 級	12,700

3 級	13,400
4 級	15,400

ただし、調整基本額が、給料月額 $\times$ 100分の4.5を超えるときは、給料月額 $\times$ 100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。